

令和 4 年第 1 回さくら市議会 定例会提案理由説明書

(令和 4 年 3 月 17 日提出 追加議案第 3 号～第 7 号)

説 明 書 目 次

番号	項 目 名	ページ
1	さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	P 3
2	さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	P 3
3	さくら市職員の給与に関する条例及びさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について	P 4
4	令和4年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	P 4
5	訴えの提起について	P 5
6	議案説明資料 参照法令等	P 6
7	さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 7
8	さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 8
9	さくら市職員の給与に関する条例及びさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 9

ただいま上程されました追加議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例 3 件、予算 1 件及びその他の議案 1 件であります。

追加議案第 3 号は、さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、特別職の国家公務員の給与改定を考慮し、さくら市議会議員の期末手当の支給割合を引き下げるなど、所要の改正を行うものであります。

追加議案第 4 号は、さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、特別職の国家公務員の給与改定を考慮し、さくら市長等の期末手当の支給割合を引き下げるなど、所要の改正を行うものであります。

追加議案第 5 号は、さくら市職員の給与に関する条例及びさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正についてであります。

国においては、人事院の一般職の国家公務員の給与改定に関する勧告に基づき、国家公務員の給与改定が行われました。

本案は、さくら市職員の給与について、地方公務員法の趣旨を踏まえ、国家公務員に準じ、期末手当の支給割合を引き下げるなど、所要の改正を行うものであります。

追加議案第 6 号は、令和 4 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、令和 4 年度さくら市国民健康保険特別会計予算に 191 万 5 千円を追加し、予算の総額を 40 億 4,978 万 5 千円とするものであります。

歳入では、8 款繰入金で、財政調整基金繰入金 191 万 5 千円を追加し、計上いたしました。

歳出では、1 款総務費で、国民健康保険事務費 191 万 5 千円を追加し、計上いたしました。

追加議案第7号は、訴えの提起についてであります。

本案は、市内整骨院院長に対し、損害金等の支払いを求める訴えを提起するため、議会の議決を求めるものであります。

以上が、今回提出いたしました追加議案の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3)～(11) 略

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第 3 条第 2 項に規定する処分又は同条第 3 項に規定する裁決をいう。以下この号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において同じ。）に係る同法第 11 条第 1 項（同法第 38 条第 1 項（同法第 43 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は同法第 43 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

(13)～(15) 略

2 略

さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年さくら市条例第43号） (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市長等の給与及び旅費に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 47 号)

(1/1)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在 (退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在) において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額を加算した額に <u>100 分の 160</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在 (退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在) において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額を加算した額に <u>100 分の 165</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

さくら市職員の給与に関する条例及びさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の給与に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 50 号) (第 1 条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第 17 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 120</u> (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの (市規則で定めるものを除く。第 17 条の 4 第 2 項において「特定幹部職員」という。) にあつては、<u>100 分の 100</u>) を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは「<u>100 分の 67.5</u>」と、「<u>100 分の 100</u>」とあるのは「<u>100 分の 57.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 17 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 127.5</u> (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの (市規則で定めるものを除く。第 17 条の 4 第 2 項において「特定幹部職員」という。) にあつては、<u>100 分の 107.5</u>) を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 72.5</u>」と、「<u>100 分の 107.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>

さくら市職員の給与に関する条例及びさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を
 改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成 30 年さくら市条例第 17 号) (第 2 条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 10 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 16 条の 3 第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「管理職員」とあるのは「管理職員 (さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成 30 年さくら市条例第 17 号) 第 8 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。)」と、給与条例第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは「<u>100 分の 162.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 10 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 16 条の 3 第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「管理職員」とあるのは「管理職員 (さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成 30 年さくら市条例第 17 号) 第 8 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。)」と、給与条例第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 167.5</u>」とする。</p>